



福祉従事者の基本視点②





権利擁護

生きる権利を保障する



- 「支えの信条」作者のノーマン・クンツ、そしてエマ・ヴァン＝ダー＝クリフトは、障害者権利運動運動家として良く知られている存在ですが、本人自身は、“物語とユーモアの力を借りて自己内省と社会変革の契機をもたらす「現代の語り手（ストーリー・テラー）」”でありたい、とそう、語ります

障害者権利条約の重要概念

Nothing about us without us

私たちのことを私たち抜きに決めないで

障害のある人もない人も同じように、好きな場所で暮らし、行きたいところに行けるといった“当たり前”の権利と自由を認め、社会の一員として尊厳をもって生活することを目的としています。

国連・障害者権利条約

- 『医学モデル』から『社会モデル』へ
- 合理的配慮
- 障害のあるすべての人々が他の人と平等に、自ら選択することのできる機会を保障
 - …自ら選択する
- 地域社会の中で生活する権利、本人にとって意味のある生活を送ることを保障
 - …自分のことを自分で管理・統制できる

→自己選択と管理（自分で決めて、自分で管理）

国連・障害者権利条約12条

- 1 締約国は、障害のある人が、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害のある人がその法的能力の行使に当たり必要とする支援にアクセスすることができるようにするための適切な措置をとる。
- 4 締約国は、国際人権法に従い、法的能力の行使に関連するすべての措置には濫用を防止するための適切かつ効果的な保護が含まれることを確保する。当該保護は、法的能力の行使に関連する措置が障害のある人の権利、意思及び選好を尊重すること、（後略）

誰もが持つ生きる 権利を保障する

IKEDA SPORTS SCHOOL

知る事から始めよう

強度行動障害支援者養成研修より



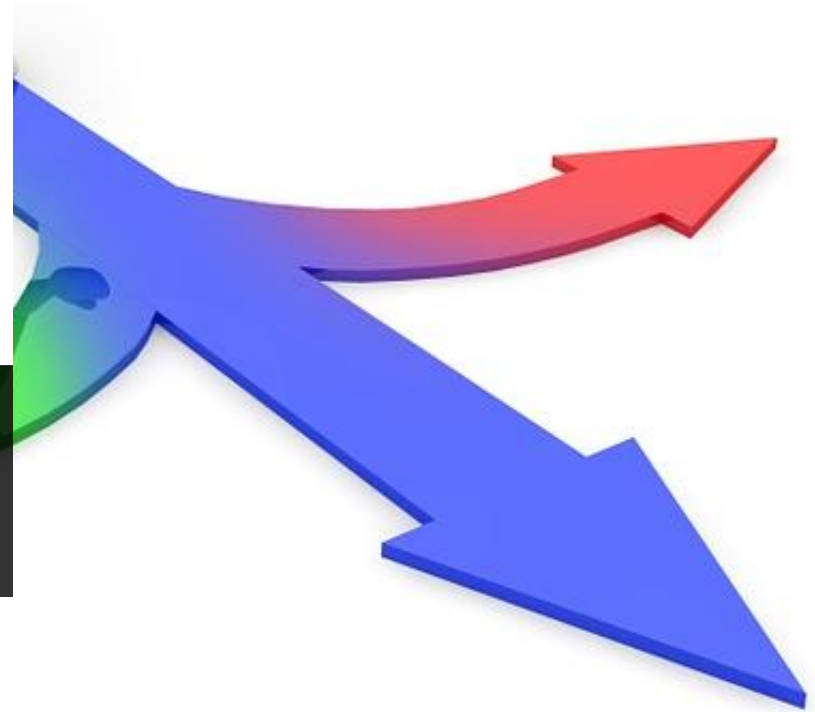
まとめ

- 「普通できるでしょ」とか「普通わかるでしょ」と言うけど、すべての人にとっての「普通」っていうものは無い
- 発達障害の人もみんなと一緒に生きていけるように努力するけど、発達障害じゃない人も「みんな同じじゃないとダメ」とか「同じじゃないとズルい」とか言わない
- 今は健康な人でも事故や病気で障害を持つことになるかもしれない。
- お互いのことを知ったり、想像したりすることで、どんな人でも生きやすい社会が作れるかもしれない



意思決定・自己決定

選択肢は
社会とのコミュニケーション



権利としての意思決定支援

自律の権利の根拠：日本国憲法第13条

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」

『自閉症の僕が跳びはねる理由』東田直樹さん

「いちばん嫌なのが、分からないからといって、見た目の行動だけで気持ちを決められることです。答えられなくても、尋ねてくれたらいいのにと、思います。」

“障害により自分で物事を決められない人たち”

支援者は代行決定してきたことによって、彼らの「自分の事は自分で決める」権利を奪い、かれらの人生を盗んできたことにはならないか…

意思決定支援を巡る現状

「障害者の意思決定支援に配慮」

- 2,011年 改正障害者基本法 第23条 国や地方公共団体に「障害者の意思決定支援に配慮」することが義務付けられて13年が経過
- 2,012年 障害者総合支援法 指定障害福祉サービス事業所や指定障害者支援施設の設置者、指定相談支援事業所に「障害者の意思決定支援に配慮」する事を義務付けて12年目を迎えている

障害者施策の歴史の中で画期的なことである

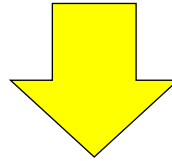
意思決定支援を巡る現状

「法的能力の行使に必要な措置」と「合理的配慮」

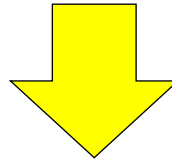
- 2,014年に障害者権利条約批准 12条2項で締約国に対して障がい者の法的能力の享有を認め、その法的能力の行使に必要な適切な措置を取ること（3項）を求めている（権利の主体）
- 同年4月に国連障害者権利委員会で採択された第12条に関する一般的意見 1 判断能力が不十分な人たちの法的能力が、代行決定の制度によって奪われてきた事を指摘し、その法的能力の回復と実現のために代行決定の制度を支援付き意思決定制度に置き換え、支援付き意思決定システムの構築を促している
- 同条約第5条3項で合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置をとること・・・

障害者に対する意思決定支援は重要な合理的配慮である

Supported Decision Making



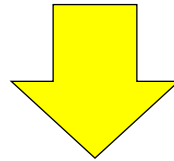
「意思決定支援」をする
主体は誰でしょう



?

Supported Decision Making

「支援された 意思決定」をする
主体は誰でしょう？



？

意思決定をする
主体は本人



支援者はサポーター

「意思決定支援」は、
手段？目的？

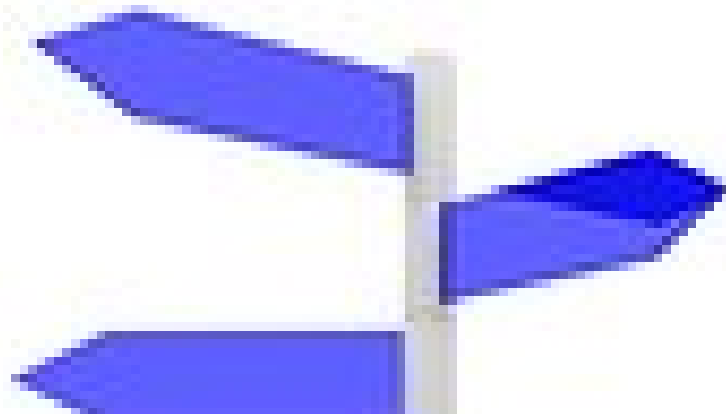
ワーク①

あなたの人生の中で、思い切って意思を決定した経験（例えば、親や周囲の人から反対されたけれど、それを押し切って・・・等）はありますか？

ワーク②

あなたのこれまでの利用者支援の中で、
本人の意思ではなく、本人以外の意思に基づいて支援を決定したがありますか？

**あなたも、あなたの支援を受けている人も、
一度限りの人生を生きていることを忘れな
いでください。**



サビ児管としての 意思決定支援

意思と選好に基づく
最善の解釈

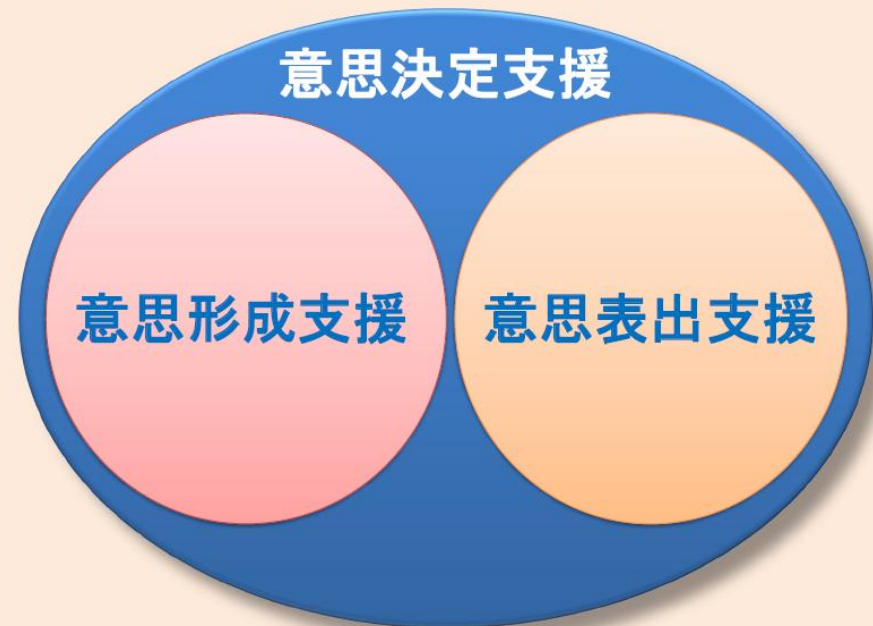


意思決定支援の定義



公益財団法人
日本知的障害者福祉協会

意思決定支援の定義 イメージ1



『意思決定支援とは、障害者本人の意思が形成されるために、理解できる形での情報提供と経験や体験の機会の提供による「意思形成支援」、及び言葉のみならず様々な形で表出される意思を汲み取る「意思表出支援」を前提に、生活のあらゆる場面で本人の意思が最大限に反映された選択を支援することにより、保護の客体から権利の主体へと生き方の転換を図るための支援である。』



意思形成支援



- 1 人の環境は整っているか。
 - ・信頼感と安心感が整った支援者の存在が必用。
 - ・家庭で、施設で、日常的に安心感のある中で生活できていることが重要。
- 2 様々な経験を積む機会はあるか。
 - ・文字や写真などのみの情報からイメージを膨らませて想像することは苦手。したがって選択肢がどれだけ多様でも経験した事象からしか正しく選べない。
- 3 様々な情報提供はされているか。
 - ・付随する多くの情報が、理解できる形で伝えられることが必用。
 - ・言葉・文字・絵やイラスト・写真・実際の見学や体験などあらゆる方法を駆使して伝える努力が必用。
 - ・自ら情報を得ることは非常に難しいからこそ支援者の情報提供に頼るしかない。
- 4 幼少時から年齢に応じて選ぶ機会が提供されているか。
 - ・選ぶという意識を育てる支援の重要性。
 - ・大人なるまで、大人になっても、親や支援者が選んではいけないか。





意思表出支援

- 1 本人が自らの意思を表出・表現できるように、具体的に支援されているか。
 - ・本人が意思を伝える機会を設けているか。
(一例としての「本人活動」)
 - ・本人の意思を汲み取る姿勢を支援者が常に持っているか。
どんなことでも話せる環境があるか。
- 2 表出されている意思に気付く支援者であるか。
 - ・知的障害者が自ら言葉や文字により意思を表出することは非常に困難。
したがって、言葉だけではなく、僅かな表情や態度や雰囲気の変化などを支援者が敏感に察知できるか。

支援付き意思決定と代理代行決定は

何が違うの？—「意思決定支援」定義の再考—

厚生労働省発出の技術的助言（平成29年3月31日付）
「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」でも用いられている

いわゆる『意思決定支援』

①表出された意思・心からの希望
(エクスプレス・ウィッシュ)



支援付き意思決定（の支援）＝本人が意思決定主体

②意思と選好に基づく最善の解釈

代理代行決定＝第三者が意思決定主体

③最善の利益（ベスト・インタレスト）



意思決定支援が必要な場面

○ 意思決定支援が必要な場面

サビ児管

① 日常生活における場面

例えば食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

相談員

② 社会生活における場面

自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームや一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や成年後見人等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

○ 2つの意思決定場面の「連動」と「往還」 日常生活場面での

「小さな意思決定」の積み重ねによる、本人のエンパワメントの促しが、社会生活場面での「大きな意思決定」につながります。

○ 意思決定支援は全員参加・チームで！ 多面的な視点で本人の

「小さな意思決定」を捉えるために、すべての関係者の参画が必要です。

選好重視した情報の収集・共有・蓄積・更新の例 ScopeAustraliaの方法

「意思決定支援を使いながら生活する人々
“微かに聞こえる声を聴く”」

People leading lives they prefer
through supported decision making
“Listening to those rarely heard”

Scope (Watson
& Joseph) 2011



非意図的なメッセー
ジ（情報）を含む

(写真は日本の方にご許可を
いただいております)



意思決定支援の枠組み

Scope (Watson & Joseph) 2011



意思と選好（プレファレンス）情報の 収集・共有・蓄積・更新

- みんなで選好の**収集**を続ける。非意図的なメッセージや行動もよく観察し、発生や繰り返しの頻度、反応などを勘案。
- 得られた情報を**共有**、協議して、独り善がりの判断を回避する。また多くの支援者がその選好に気づけるようにし、感度を高める。
- 絶えず**蓄積**し、整理する。
- 選好は変わり続けるので、以前と異なることが共有されたら**更新**する。

意思と選好（プレファレンス）情報の 収集・共有・蓄積・更新

- 「最善の解釈」を行うための基礎資料を集める
- 「意思決定支援」のプロセスを共有・確立し、独りよがりの「解釈」を排する
- 本人意思に対する、支援者の気づき(感度)を高める
- 本人の持つ「価値観」への気づきと尊重を高める

いつ、どのように行うか？

- 主として、「エンパワメントの相」で継続的に行われる
- 打ち合わせなどの機会を利用して、また日報などの活用
 - 「選好」に関わる活動や発言があったか？
- 具体的に、明確に、客観と主観を整理して
- 安全性（リスク）と幸せ（幸福度、ハピネス）の観点から総合的に判断する。

ワーク 自分のこと・人のこと

好きなこと・もの	苦手なこと・もの
①	①
②	②
③	③

- 本人の選好や価値観を**収集・共有・蓄積・更新**することは、支援付き意思決定の場面でも意思推定（最善の解釈）や主観的最善の利益に基づく代理代行決定の場面においても、支援者の独りよがりの判断と
ならないために重要である。
- 本人の選好や価値観の収集等のためには、支援者の**日々の気づきと記録化のためのスキル**が求められる。
- 本人の「**微かに聞こえる声を聞く**」ことにより、本人の**自己効力感**を高めつつ、支援者自身の変化にも繋げることが重要。

どうしたいか、を豊かな経験によって育む／周囲が大切にする

- **自分の中に選択肢をたくさん作る**
 - 選択肢を作ってこなかったのに、さあ選べと言われても無理
- **好きなものを選ぶ経験をたくさん作る**
 - 自分の好きなものが自分でわかるためには、選ぶ経験を大切にする
- **その人の好みを周りも大切にする**
 - 身だしなみは周りが作る

意思決定支援を反映したサービス等利用計画（意思決定支援計画）の作成例

利用者氏名(児童氏名)	B	障害程度区分	4	相談支援事業者名	C
障害福祉サービス受給者証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	利用者負担上限額	0	計画作成担当者 意思決定支援責任者	D
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			
計画作成日	〇年〇月〇日	モニタリング期間(開始年月)	1ヶ月	利用者同意署名欄	B
利用者の生活に対する意向	慣れて落ち着いた今の施設での生活の場を変えることで、落ち着きがなくなってしまうかもしれないので、生活の場を変えたくないと思う一方、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを食べたりなど、自分でできる事をしながら、より自由を広げて生活したいという思いもある。目の前にある洋服や食べ物の中から気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選んだりできるので、経験したことがないグループホームの生活も実際に経験してみることで、施設の生活と比べて選ぶことができるのではないだろうか。				
総合的な援助の方針	グループホームの体験利用により、本人が今の施設での生活とグループホームでの生活を比べて、体験的に選ぶことができるよう意思決定を支援する。				

意思決定支援の内容

	意思決定支援が必要な項目	到達目標	支援内容	本人の役割	支援担当者(機関)
1	今の施設での生活を変えることで、落ち着きがなくなってしまうかもしれないので、生活の場を変えたくないのではないかと思う一方、自分でできる事をしながら、より自由を広げた生活をしたいという思いもあるのではないか。グループホームの生活を実際に経験してみることで、施設の生活と比べて選ぶことができるのではないか。	体験利用を通じて、グループホームの生活を体験し、今の施設での生活と比べてどちらで生活することが本人の意思なのか決めることができる。	①グループホームの体験利用についてBさんに分かりやすい方法で説明する。 ②施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。 ③体験時の様子について記録する。 ④グループホーム体験利用修了後、意思決定支援会議を開催して本人の意思について確認する。	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	①相談支援専門員、サービス管理責任者(グループホーム) ②グループホームのサービス管理責任者、生活支援員 ③グループホームの生活支援員 ④本人、成年後見人、相談支援専門員 グループホーム関係者、施設関係者

サービス等利用内容

優先 順位	解決すべき課題 (本人のニーズ)	支援目標	達成 時期	福祉サービス等		課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名 (担当者名・電話)			
1	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか本人が何らかの形で意思を表明できる。	体験利用を通じて、グループホームの生活を体験し、今の施設での生活と比べてどちらで生活することが本人の意思なのか決めることができるよう意思決定支援を行う。	1ヶ月後	共同生活援助(体験利用) 30日	グループホーム〇〇	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	1ヶ月後	生活の中での本人の様子、特に表情などについて詳細に記録し、本人の生活の場への希望を確認する。 施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。
2	施設で使っている絵カード等を活用して、グループホームでの生活を、なるべく変化の少ない状態で体験できる。	グループホームでの体験利用を、変化の少ない状態で新しい体験をして、今後の意思決定ができるよう、できるだけ落ち着いて行う。	1ヶ月後	支援方法の情報提供	入所施設△△ 相談支援専門員	今までの支援方法を活用しながら、新しい体験にもチャレンジしていく。	1ヶ月後	
3	体験の様子を確認し、その都度意思を表明し、今後の意思決定の材料としていく。	体験利用により、意思の変化や様子の確認を行い、今後の意思決定につなげていく。	1ヶ月後	体験利用中の様子の記録 体験利用後の意思決定支援会議の開催、サービス調整等	グループホーム〇〇 相談支援専門員 成年後見人	体験利用中の気持ちを、何らかの形で伝える。	1ヶ月後	

平成 年 月 日 利用者名 B 印 サービス管理責任者(意思決定支援責任者) D 印

学ぶ事とは変わる事

強度行動障害支援者養成研修より